

平成 26 年 2 月 教育委員会定例会会議録

1 開会の日時

平成 26 年 2 月 7 日（金） 午前 9 時 30 分

2 出席委員

齋藤道子	委員長
森武洋	委員長職務代理者
三浦溥太郎	委員
荒川由美子	委員
青木克明	委員（教育長）

3 出席説明員

教育総務部長	渡辺大雄
教育総務部総務課長	大川佳久
教育総務部教育政策担当課長	菱沼孝
教育総務部生涯学習課長	原田修二
教育総務部教職員課長	栗原裕
教育総務部学校管理課長	菅野智
学校教育部教育指導課長	渡辺文
学校教育部支援教育課長	三浦昭夫
学校教育部学校保健課長	藤井孝生
学校教育部スポーツ課長	伊藤学
中央図書館長	小貫朗子
博物館運営課長	稲森但
美術館運営課長	佐々木暢行
教育研究所長	市川敦義

4 傍聴人 0名

5 議題及び議事の概要

- 委員長 開会を宣言
- 委員長 本日の会議録署名人に森武委員を指名した。

- 日程第3 議案第6号及び日程第4 議案第7号は、今後、市長が議会に提案する案件であるため、秘密会とすることを提案、「総員挙手」をもって秘密会とすることを決定。

- 教育長報告
前回の定例会から本日までの報告事項

(教育長報告)

それでは、平成26年1月25日から本日までの主な所管事項についてご報告いたします。

2月5日水曜日、午後2時30分から横須賀市役所正庁において、横須賀市学校保健会と横須賀市教育委員会の主催により、平成25年度横須賀市学校保健大会が開催されました。当日は、学校保健会役員、学校関係者など178名の方にご出席をいただきました。

大会では、式典と分科会が開催され、式典では、横須賀市学校保健特別功労者の方、健康に関する実践調査研究作品優秀賞を受賞した児童生徒の表彰などを行いました。その後の分科会では、横須賀市学校保健会の4つの部会から、学校保健、安全、給食に関して研究した内容を発表していただき、大会は無事終了いたしました。

私からの報告は以上でございます。

(質問なし)

日程第1 議案第4号 『横須賀市教育振興基本計画第2期実施計画の策定について』

委員長 議題とすることを宣言

(教育政策担当課長)

それでは、議案第4号『横須賀市教育振興基本計画第2期実施計画の策定について』ご説明させていただきます。

横須賀市教育振興基本計画第2期実施計画につきましては、平成25年11月に開催されました教育委員会定例会において、計画の原案の段階まで、既にご

報告させていただいておりますので、今回は、その原案からの主な修正内容についてご説明させていただきます。

恐れ入りますが、お手元に計画書をご準備下さい。

この計画書には、原案から主に修正した箇所に色の濃い網掛けをしております。

また、主な修正内容については、参考資料としてお配りしております「横須賀市教育振興基本計画第2期実施計画の策定について」の「第2期実施計画（原案）からの主な修正内容」においても、一覧としてまとめさせていただいておりますので、併せてご確認ください。

それでは、原案からの主な修正内容についてご説明します。

まず、計画書の14ページをお開き下さい。「学力向上事業」になります。行動計画の下から2番目に「教師力アッププロジェクト」の項目を追加させていただきました。これは、計画の原案の段階では、教員の授業力向上や人材育成を進めるための学校組織の活性化を推進する「教師力アップ事業」として、事業立てをしておりましたが、教師の力量をアップさせ、学校組織の活性化を図ることは、子どもの学力向上にもつながるという観点から、「教師力アッププロジェクト」として、「学力向上事業」の一部とし、概要にもそれが分かるように追記させていただいたものです。

なお、この修正については、本市全体の主な実施事業を示す「横須賀市第2次実施計画」との整合性を図っているものでもあります。

続いて、17ページをお開き下さい。

「(仮称)横須賀給食弁当の実施」については、原案の段階では「安全、安心な学校給食の提供と充実」事業の行動計画に「中学校の昼食の充実」として位置付けておりましたが、これを、「(仮称)横須賀給食弁当の実施」と、新たに事業立てをしました。

続いて、45ページをお開き下さい。

学校教育編の目標指標「いじめ解消率」の基準値に、平成24年度の「いじめ認知件数」と「解消件数」を付記いたしました。

また、同様に、その下の目標指標「不登校児童生徒の学校復帰改善率」の基準値にも、平成24年度における小学校・中学校の「不登校児童生徒数」と「復帰児童生徒数」を付記し、中学校の目標値においては、原案の段階での「68%」から、平成25年度末の目標設定値を継続する形をとり、「71%」に変更しました。これらの変更につきましては、現状の具体的な数値を記載することにより、より分かりやすい指標を設定しようとするものです。

続いて、46ページをお開き下さい。

目標指標「英語への興味・関心」ですが、直近のデータとなる全国学力・学習

状況調査の質問紙回答結果を基準値として目標値を定め、記入させていただく予定ですので、ご了解いただきたいと思います。

また、その下に記載しております目標指標「英語によるコミュニケーション能力の習得状況」につきましては、基準値に平成25年度の「目標正答率」と「横須賀市の平均正答率」を付記して、より現状が見える形にいたしました。

次に、94ページをお開き下さい。

スポーツ編の目標3に、平成32年に開催を控えた東京オリンピック・パラリンピックを意識した表現を追記しました。また、同じく、96ページの「各種スポーツ団体支援の推進」事業の行動計画「選手強化事業への支援」の中にも、「東京オリンピック・パラリンピックへ向けたジュニア選手の育成を含む」旨を追記しました。

以上で、原案からの主な修正内容についての説明を終わります。これらの修正を行ったものを本日「横須賀市教育振興基本計画第2期実施計画」として提出させていただいております。

最後に、今後の計画関係のスケジュールについてご説明させていただきます。この後、本議案についてご審議いただいた結果、計画決定のご議決をいただきましたら、3月の市議会で報告を行い、その後ホームページなどで公開して、周知を図るとともに、本年度中に計画書の体裁を発行し、委員の皆様、各学校など関係機関に配布したいと考えております。

また、これと同時に教職員や保護者の方などを対象に、計画内容周知用のリーフレットを作成いたしまして、配布を予定しております。

以上で、議案第4号『横須賀市教育振興基本計画第2期実施計画の策定について』の説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

(荒川委員)

10ページに「10年を迎えた学校選択制の見直しについて検討していく必要があります」と書かれていますけれども、これにつきまして、このような文章が載った経緯でありますとか、今後のどういう方向で進むのかというようなことなども含めまして、教えていただければありがたいと思います。

(教育政策担当課長)

この課題の契機となりますのは、昨年12月の市議会の第4回定例会におきまして、長谷川議員より10年を契機として学校選択制を見直したらいかかという問題提起がなされました。その内容としては、地域によってはある程度の児童の方が別の地区の中学校のほうへ学校選択して、地域との関わり合いが薄く

なっているのではないかというような問題提起がなされました。教育委員会としても、それについては認識をしておりました。したがって、ご提案を受けて、見直しについて検討を進めてまいりますという形で、ご回答をいたしました。

現在、私どもで考えていますのは、平成 28 年小中一貫の全校展開をしたいと思っていますので、その平成 28 年を目標に、どういった見直しができるのかということを検討しつつ、どういう形、廃止するのかあるいは廃止しないで継続するのかということを含めて、答えを出したいと思っています。さらに、やはり廃止するにしても、急に廃止するというわけにはいきませんので、ある程度の期間を設けて廃止するという形をとっていきたいというふうに、現在は考えております。

(齋藤委員長)

そうすると、この文言は変更なさるのですか。それとも、このままですか。

(教育政策担当課長)

今のこの表現では、見直しを必ずするというようなニュアンスというか、感じにとられるということでしょうか。

(齋藤委員長)

荒川委員のご質問は、多分そういう危惧をお持ちなのではないかと。

(荒川委員)

はい、そうです。先ほど、お答えいただいた中では、やめるにしてもすぐということではなく、そのことを含めたという形でとのお答えでしたが、この文章ではちょっとそれが、すぐに見直しの方向にあるのではないかというような懸念があります。

(教育政策担当課長)

わかりました。それでは、文言を修正させていただきたいと思います。今ご指摘のありましたとおり、網掛けの部分で、「また、これらの取り組みと併行して、平成 25 年度で全校実施から 10 年を迎えた学校選択制について見直しを含め検討を行っていきます。」という形にさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(荒川委員)

はい。ありがとうございます。

(森武委員)

それでは2点質問させていただきたいと思います。

まず、14ページのただいまの説明にもございました、教師力アッププロジェクトと少し名前を変えられたというお話だったと思うのですが、これは教育振興基本計画ということで市民にも広く広めていく計画だと思うのですが、教師力というのは一般的な用語なのか、あるいは教育関係だけの用語なのかというところについて、私はちょっとその教師力と言われて、ぱっとこうイメージするものがなかったのですが、ここで教師力と使われている理由について教えてもらえますか。

(教育政策担当課長)

事業の目的からお話ししますと、近年の学校において、教員の年齢構成のアンバランスによる学校運営が脆弱化しているというふうに言われていまして、その指導内容の増加と多様性に対応を迫られているというのが、学校現場の現状です。

したがって、授業力だけでなく多岐にわたって、先生、教師の力を向上させるという人材育成が必要だということで、その辺を表現として、新しいとか、言葉を使って、教師力アップという形をとらせていただいたということでございます。

(森武委員)

そうしますと、教師力の中には、授業力というのはもちろんよくわかるのですが、それ以外にはどういう、何々力という、他にあるとすれば、どういうものを含めてこの教師力と言われているかという、言葉の定義を、もしされているのであれば教えてほしいのですが。

(教育政策担当課長)

ご説明したとおりで、特段の定義づけというようなきちんとしたというようには、考えていません。

(教育指導課長)

いろいろな言葉に力というものを付けていて、学校力というものもその一つですが、その中の一つに教師力ということが出てきているとは思いますが、今ここで言われている教師力では、今話がありましたとおり、授業をしていくという

ことももちろん、それから学校を最終的に運営していくという力、組織の中の一人として力を発揮していくということも含め、また、地域の方と一緒に力を合わせながら、子供たちを指導していくという、そういうことも、コミュニケーション力というところとも関連してくるかと思います。様々な子供たちを育て、教育していく上での力であり、大きくくくって教師力というふうに考えて、教師力アップという言葉がつけられていると考えております。

(森武委員)

わかりました。そうしますと、もともとの事業名が学力向上事業ということで、もともとは学力を上げるためなので、授業力がメインだとは思いますが、ただ、教員の授業力だけが上がったとしても、学校運営とか、あるいはクラス経営がうまくいかないと、トータルとして学力が向上しないということで、授業力だけではなくて、そういういろんな教室の運営能力とか、いろんなものを含めていくという意味で、ここでは教師力をアップするというふうに、プロジェクトの名前としては教師力というのを使われているという、そういうイメージを持てばよいということで、よろしいでしょうか。

(教育指導課長)

そのように考えていただきたいと思います。

(森武委員)

はい、わかりました。

もう1点。45 ページなのですけれども、これも最初の説明にありましたけれども、中学校の数値を具体的に記入されたというご説明だったと思うのですが、基準値と目標値を比べたときに、小学校と中学校でその目標にされる値が、値そのものは70%と71%でほとんど一緒なのですけれども、もともとのなぜこの値を選択したかという値が違うというのと、あと、もともとのその基準値が、かなり小学校と中学校で違うのですけれども、ただ、どちらも70、71と似たようなところに来ているという、この理由について教えていただけますでしょうか。

(支援教育課長)

ただいまの質問でございますが、ご指摘のとおり小学校、中学校、数字だけ見ますと今は非常に近い数字でございますが、まず小学校につきましては、70%につきましては、平成22年度にこの数字に近い現状がございましたので、このとおり平成20から24年度の最高値を切り上げて使うという段階で、70とさせ

ていただきました。中学校につきましては、これまでこの数値で実施をしてまいりまして、同じように 20 から 24 年度の最高値としますと、目標値が下がってしまいます。したがって、これまでよりも下がる目標値を設定することは適切ではないという中で、これまでの目標値 71 をそのまま継続して使わせていただく予定でございます。

(森武委員)

今のご回答で経緯はよくわかったのですけれども、例えば小学校で、平成 22 年度が 70%だったということで採用されたということですが、これ実際基準値が 44.5 というのは、これは 24 年度の値ということで、理解でよろしいのですか。

(支援教育課長)

はい、そうです。

(森武委員)

そうしますと、平成 22 から 24 年に、2 年度の間に、70%から 44.5%まで急落しているというふうなデータが出ていると思うのですけれども、そこでまた 4 年後なんで、それをまた 70%に戻すというのが果たして適切なのか、あるいはそれは実行可能な目標なのかというところを、少しお聞きしたいのですけれども、何か政策を打てば可能というふうに考えられたのか、それを少し教えてください。

(支援教育課長)

実はこの平成 22 年度の 70%という数値は、この年だけが高かったというのが正直なところでございます。平成 21 年度が 55%、22 年度が 70%、23 年度は 52%という形で、そこだけ見ますと平成 22 年度が極めて高い値でございます。

ただ、押しなべて見ますと、この数年間で、数値は確実に下がってきているというところが見受けられます。その状況につきまして、細かな分析にはまだ至っていないのですが、問題行動の低年齢化とよく言われるのですが、こういった不登校の状況あるいは家庭の状況も含めて、さまざまな状況の中で、不登校の低年齢化してきている状況が見受けられることは間違いございません。

ただ、私どもとしましては、やはり不登校の改善というのは大変大きなテーマである中で、実際に直近の平成 22 年度には 70%という数値がありましたので、それを目標にぜひ今年度から次年度に向けて努力してまいりたいという気持ちで、この数値を目標値として出させていただきます。

(森武委員)

今のご説明よくわかったのですけれども、一つは最初にご説明された、従来よりも低い値を目標にはちょっと設定しにくいという実情と、あと、その平成22年度が特異的に高いということで、今の平成21年から24年をお聞きしても、その年だけ15%以上高くなっているというところを見たときに、やっぱり果たしてこの70%が妥当かというのは、少し疑問を持たざるを得ないのですけれども。例えば平成22年度は、例えばこういう取り組みをしたから上がったんですけども、平成23、24年度で少しそれが継続できなかった、下がったとかって何か分析があれば、これを今後4年間また平成22年度にやったようなことをやれば、またその70%に戻るといって、何か説明があると思うのですけれども、そのあたりちょっと分析に至っていないということで、なかなか正直なぜ平成22年度が70%だったかというものがつかめていないところで、しかもまだ下がっている44.5%からというのが、正直にお話しすると非常に難しいというか、実現不可能な値を示されているようにも見えるのですけれども、そのあたりはどうなのでしょう。

(支援教育課長)

おっしゃるとおり、この70%という目標値が簡単に達成できる目標ではないということは、十分承知しておるところでございます。ただ、私どもといたしまして、後ほどもお話をさせていただくプランの中でも、不登校の改善というのは大きなテーマとして上げさせていただき、また不登校を解消するための相談教室も昨年、ちょうど1年前から、西地区にもスタートして増やしたところでございますので、そういったところで一人一人の子供に対するきめ細やかさを出しながら対応していけば、70%に近い数値が達成できるのではないかと、これを目標に、クリアできるような取り組みをしてまいりたいという気持ちを持っております。

(森武委員)

そうしますと、その相談教室等を設置した平成25年度の数値で見ますと、もう少し上がってくるかもしれないという、このどんどん下がっていく傾向には歯止めをかけ、かつそれをもっと上げていくという政策も打たれているので、この平成22年度の目標に、70%にするということで、それはある意味、施策とリンクした形でこの目標が掲げられているという認識でよろしいのでしょうか。

(支援教育課長)

そのとおりでございます。

(森武委員)

わかりました。ありがとうございます。

(齋藤委員長)

では、私から、ちょっと2点お尋ねしたいのですが、まず5ページなのですが、5ページの重点課題1というところの下の枠で囲んであるところの2行目に注3、それからその2行ぐらい下に注4とございまして、ここで突然注の何番という語が出てくるんですね。

よくよく全部ひっくり返しますとこの注3とか、また注は115ページからの用語解説にあるのだなというのはわかるのですが、いきなりここだけ見ていくと、注1とか注2というのは前にあったかしらと。実はないのですよね。いきなり注3がここで出てくるので、ちょっとこれは読む方には、この注3ってどこを探せばいいのというのがわからないと思いますので、何かこの辺に注というのは、115ページからの用語解説を参照してくださいというようなことを入れていただいたほうが親切だと思いました。その辺はいかがでしょうか。

(教育政策担当課長)

大変配慮がなく、申し訳ございません。ご指摘のとおり注釈について、中に記載をさせていただきます。

(齋藤委員長)

はい、そうしていただけると助かると思います。

あわせてそのことなのですが、実は115ページを見ますと、実際には振っていない注1、注2という言葉についての説明がありまして、そこに社会教育とかスポーツとかいう言葉があります。結局このところに、先ほど森武委員からご指摘があった教師力とか、それから、9ページに食教育というのが出てくるんですね。食べ物の食ですが、食教育。

これを私読んだときに、食物についての知識かなと思ったのですが、17ページにこの説明がありまして、食物を選択するための知識というのも入っているようなので、この食教育というのも何を指しているのかがわからないので、できれば教師力と食教育もこの用語解説に入れていただけないかと思いました。そこはいかがでしょうか。

(教育政策担当課長)

ご指摘のとおり、入れさせていただきます。

(齋藤委員長)

はい、よろしくお願いいたします。

それともう1点なのですが、今度は17ページなのですが、学校給食のことに
ついて、先般来出ております例のアナフィラキシーへの対応とか、それから初
発の生徒さんが出たときへの対応というのが大変問題だということは、この場
で何回も確認をさせていただいているのですけれども、この2番目の枠ですが、
安全、安心な学校給食の提供と充実というところに、そのアナフィラキシーへ
の対応とかは、行動計画のどこに入るものなののでしょうか。これとはまた別な
のでしょうか。

(学校保健課長)

学校現場への周知徹底ということも含めて、研修ということで、この行動計
画の2つ目の学校給食にかかわる各種研修という中には、区分けにするとそこ
の中に該当はしております。

(齋藤委員長)

では、ここでやっていただけるということなのですね。わかりました。よろ
しくお願いいたします。

(森武委員)

先ほどの齋藤委員長の最初の質問に関するところなのですけれども、用語解
説なのか、注なのかというのをはっきりさせていただいて、例えば注としてや
られるのであれば、社会教育、スポーツというのもやっぱり5ページの前に出
てこないとおかしいと思います。

ですので、例えば社会教育編とかスポーツ編ということでいうと、1ページ
のところに言葉がございますので、注として統一されるのであればやはり注1、
注2をつけていただいて、出てきた順番に書かれると。用語解説に徹せられる
のであれば、用語解説はやっぱり50音順にされとかという形で、用語集とし
て見たときにわかるようにする。どちらかに統一されたほうがいいと思います。
今から50音順になされるよりは、社会教育とスポーツのところ注1、注2を
つければ順番になっていますのでいいのかなと思いますので、ご配慮いただ
ければと思います。

(教育政策担当課長)

ご指摘のとおり修正をさせていただきます。ありがとうございます。

(齋藤委員長)

それでは質問もなくなりましたようですので、討論に入りたいと思いますが、何かご意見はございませんか。

(森武委員)

意見というか確認なのですけれども、今最初に説明のときに訂正されたところと、あるいは今の質疑応答の中で少し修正しますと言ったところがございましたので、それを含めた上で採決するというところでよろしいのでしょうか。

(教育政策担当課長)

先ほどの目標値のところと、用語解説の部分、注の説明というか、そこを修正することと、それから、教師力アップと食教育についての解説も入れるということと、事務局のほうに一任いただきましてご議決をいただければと思います。それと学校選択制の荒川委員のご指摘のところも修正しますので、それも事務局のほうに一任お願いできればと思います。

(齋藤委員長)

今ご説明がありましたような前提で、お考えいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

討論なく、採決の結果、議案第4号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

日程第2 議案第5号『横須賀市支援教育推進プランの策定について』

委員長 議題とすることを宣言

(支援教育課長)

議案第5号、横須賀市支援教育推進プランの策定についてご説明申し上げます。本議案につきましては、本市の支援教育を推進するための横須賀市支援教育推進プランの策定についてご承認をいただくものでございます。

初めにプラン策定までの経過について、簡単にご説明いたします。

まず、平成25年5月に条例設置してございます支援教育推進委員会に諮問をし、その後5回の検討を経まして、先月になりますが、1月28日に答申をいた

いただいたものでございます。本日報告をさせていただき、市議会の第1回定例会で続きまして報告をさせていただく予定でございます。

続きまして、具体的な内容についてご説明をさせていただきます。

本編の1ページをお開きください。支援教育推進プランの概要について、簡単にご説明をいたします。

まず、基本的な考え方でございますが、各学校では児童生徒の多様な教育ニーズが確認されております。そして、それと同様に、支援を必要とする児童生徒の数も大変増加している状況でございます。本市の支援教育につきましては、障害の有無にかかわらず個々の違いや特性を大切にしながら、子供たちが生き生きと活躍できる共生社会の形成を目指すものでございまして、学校生活の中で、支援や配慮の必要な子供に適切な教育的支援を行うことを目的としております。

続きまして、2ページ、3ページ、A3になっているものをごらんいただきたいと思っております。

これにつきましては、何度かご意見をいただいたものでございますが、本市のこれまでの取り組み等を1枚の紙にさせていただきました。横須賀市で考える支援教育の対象は、教育的ニーズのある全ての子供であるということを中心に、円の中に書いてございますのが、具体的な教育的ニーズとして考えられるものを10項目にまとめさせていただきました。

左の上から申し上げますと、学習面におくれや学びにくさのある子供、集団への不適応、対人関係のとりにくさのある子供、以下続いてまいります。また一番右の上になりますと、暴力や問題行動を繰り返す子供、この子供も支援教育の対象であるというふうに考えております。そして、その円から外側に線が描かれておりますが、その線の先にあるものは、現在教育委員会として対応している具体的な手だてについて、まとめさせていただいております。

続きまして5ページをご覧くださいと思います。

支援教育推進プランの位置づけにつきまして、横須賀市教育振興基本計画との関連について示したものが、下の図でございます。支援教育推進プランにつきましては、教育振興基本計画の学校教育編の下に位置づくものとして考えております。また、計画期間につきましては、教育振興計画の期間と合わせまして、平成26年度までの8年間で前期4年、後期4年の2期に分けて実施する予定にしております。

続きまして7ページをご覧くださいと思います。

支援教育推進プランの基本方針と方向性ということでございます。横須賀市の目指す支援教育、一人一人を大切に生きる力を育てるということを目標に

いたしまして、丸が3つございますが、下から子供たちの生活の場面を視点に描かせていただいたものでございます。

一番下の丸に書いてございますのが、いわゆる授業づくり、そして集団づくり、これを子供たちの目線に一番近いところとして位置づけ、そして、それから少しずつ広がっていくイメージで書かせていただきました。

2つ目が、安心して楽しく学べる場をふやすこと。そして、さらにその外側に位置するものが、地域社会、地域全体での子供たちを育てていく、きずなづくりということをテーマにさせていただきました。

今申し上げた順番に、指針1、2、3という形で位置づけております。

8ページをご覧ください。

指針1、学ぶ楽しさを味わえる授業づくり、かかわり合う喜びを感じられる集団づくりという中で、それを指針1とさせていただきました。ここで一番基本になりますのは、そこにもお書きした、授業のユニバーサルデザイン化というものでございます。これにつきましては、支援を必要とする子供がわかる形の取り組みをすることは、クラス全員にとってもわかりやすい説明になる、そういったことを基本に、わかりやすさということを基本に授業を組んでいく。また、集団づくりについても、一人一人の課題を考えながら集団をつくっていくことが不可欠であるという内容を書かせていただいております。細かい内容は①、②、③にお示しをさせていただいたとおりでございます。

続きまして9ページでございます。

指針2、安心して楽しく学べる場を増やします、という内容でございます。これにつきましては、通常級だけで全ての子供の教育的ニーズに対応することは難しいということが考えられます。したがって、通常級だけでなく、特別支援学校や特別支援学級、あるいは通級教室、そういったものの連携を図ることで、学びの場を整備していく必要があると考えております。そのほかにも相談員が経営する相談室、あるいは不登校の子供が、在籍校には通えないけれども登校できる場を求めてという形になりますと、相談教室、5施設7教室ございますが、こういったものも用意しながら、子供たちの教育的ニーズに対応できる場をふやしてまいりたいというふうに思っております。

続きまして、11ページをご覧くださいと思います。

指針3でございます。こちらは地域全体で子供たちを育てていくきずなづくりという形でございます。地域社会全体が子供たちの育成に力を注いでいくというところで、①をご覧くださいますと、地域連携の具体的な姿が浮かび上がってくるのではないかと思います。見守り隊、あるいは子ども110番の家、学童クラブ等のお力もおかりしながら子供たちを地域全体で育てていきたい。

また、②をご覧くださいますと、これは縦の連携でございます、就学前か

ら高校卒業後までの切れ目のない支援システムを構築すること。教育が子供たちに対応できる年数というのは、義務教育で9年、高校を含めても12年の時代です。その前後も含めて、一貫した支援体制をつくるのが、指針3の中でも大きな部分になるというふうに考えております。

また、③ではキャリア教育の推進ということも含めて、対応できる内容であると考えているところでございます。

以上が柱になる指針1、2、3の内容でございます。

13ページをお開きください。

13ページ以降につきましては、今申し上げました指針1、2、3の内容を、それぞれ具体的にどのような形で行動計画とするかということを示させていただきました。指針1につきましては、3項目挙げさせていただいております。

めくっていただきまして、15ページでございますが、15ページの指針2につきましては、9項目に分けて具体的な対応内容、行動計画を示させていただきました。

18ページには、指針3の具体的な行動計画を3項目にわたって示したところでございます。

20ページをお開きください。A3になっております。

これが支援教育推進プランの全体図でございまして、指針1、2、3を中心に具体的にどのような対応ができるか、今申し上げた行動計画を大きくまとめて図にしたものが、20ページ、21ページでございます。

最後になります。22ページをご覧ください。

こちらにつきましては、先ほども申し上げましたが、横須賀市教育振興基本計画とプランの関係性について、もう一度そこにお書きしたものでございますが、支援教育推進プランは、子供の困り感や、具体的な支援方法ごとに対応できる内容をまとめたものでございますが、教育振興基本計画は具体的にその同じ内容ではございますが、それらを事業別、予算別で並べたものでございます。その関連性を明らかにするために、振興基本計画に掲載した内容を22ページから24ページにわたりまして示させていただきました。

以上が、議案第5号、横須賀市支援教育推進プランの策定についてのご説明でございます。よろしくお願いいたします。

(森武委員)

2点質問させていただきます。まず2ページから3ページ、A3の紙なのですけれども、右上のところに四角で囲まれていまして、横須賀市で考える支援教育の対象は、教育的ニーズのある全ての子供というふうに書かれているのですけれども、ここでいう教育的ニーズというのは、この文章だけを読んでしま

うと、学校に行くのは教育的ニーズがあるから行っているわけで、それは全員になってしまうのですけれども、本当に全員なのか、それとも、もう少し書かれている多様なニーズという意味のニーズなのかという、そこを少し教えてほしいのですけれども。

(支援教育課長)

基本的には、支援教育の対象は、全ての子供たちであると考えております。そして、全ての子供たちではあるのですが、これまでの通常級だけの教育の場で対応できる子供は、それ以外の具体的な手だては特にとらなくても、自らの力で進んでいくわけではございますが、やはり2ページ、3ページの部分に書かせていただいたような、個別の教育的ニーズが必要な子供は大分増えてまいりましたので、全ての子供たちではあるのだけれども、特に課題のある子供については、具体的方法としてこのような内容を用意させていただきましたと、そういう捉え方で記させていただいたものでございます。

(森武委員)

例えば障害の有無とか、特別支援というのとは違って、支援教育というのは、もっと幅が広いものなのですよというのはよくわかるのですけれども、その普通教室だけで対応できる人も対象になっているし、それは全ての教育なので、支援教育というよりは教育全てになってしまいます。そこを範囲はそうなのだけれども、具体的にはそこでちょっとカバーできないさまざまなことというところが、整理が非常にしにくいのかなと思ってお聞きしました。

それで何が言いたいかといいますと、次の質問にもかかわるのですけれども、例えば7ページのところにある3つの中心部が、特に地域に加わってという円を書いていたのでありますが、この青で書かれている、一番中心部の円に書かれている、例えば学ぶ楽しさを味わえる授業づくりというのは、これはある意味まさに通常級でまずやるべきことだと思えるので、そこまで入っているのが支援教育なのか、あるいは、でも支援教育はそうはいつでも通常級、プラスアルファあるいは別のところという感覚があるのかもかもしれませんけれども、別のものなのかというところが、少し何か混ざってここ書かれているような気がするので、ちょっと確認させていただきたかったのですけれども、それはどういうふうに捉えればよろしいのでしょうか。

(支援教育課長)

学ぶ楽しさを味わえる授業づくりというところなのですが、これはまさしく委員のおっしゃるとおり、全ての子供にかかわるところなのですが、先ほど授

業のユニバーサルデザイン化という言葉も使わせていただいたのですが、誰もがわかる、障害の有無にかかわらず誰もがわかるような対応をすることは、そのクラス全員の子供にとっても大きなプラスになるというところで、学ぶ楽しさもそこに比例してくるものがあるというふうに考えております。したがって、この学ぶ楽しさということも、広い意味で支援教育の範疇に入ると私どもは考えて施策を進めております。

(森武委員)

私は具体的に、例えば指導主事の方がどういう学校のかかわり方をしているか存じ上げてないので、間違えた質問をしているかもしれませんが、例えば学ぶ楽しさを味わえる授業づくりというところにくると、私のイメージでは支援教育課ではない教育指導課のほうで範疇に入っていて、そこから例えば、放課後だったりいろんなものというのは、支援教育課の範疇なのかなと思えました。そうすると、その境目というのが何かないように感じるのですけれども、それは逆に言うと、こう連携されてやっているからこれは境目がなくていいのですよということなのか、あるいはお互いがオーバーラップしているのか、ちょっとそのあたりの整理がつかないので、もう一度教えていただけますでしょうか。

(支援教育課長)

行政上は別の課になっておりますが、3年前までは学校教育課という一つの課でございました。学ぶ楽しさ、これは学力向上につながってくることでございますが、教育の中としては、やはりそこは支援教育課、教育指導課という形での線引きは大変難しいものであります。また、あえて線を引く必要はないものであるという考えを持っております。したがって、実際の学校での指導、支援の対応といたしましては、課を超えて連携して対応しているのが現状でございますので、そのようにお考えいただければ大変ありがたいと思います。

(森武委員)

そうしますと、例えば13ページの子供にとってわかりやすい授業づくりを各校で進めますというのは、まさに通常級でもそれ以外のところでも両方向われることだという話だと思うのですけれども、でも、この①のところの中身を見ていきますと、例えば支援教育の校内研修モデル校を指定しということで、その通常級よりもやっぱりその周辺部分のところに計画が出てくるのですね。

そのあたりが何か大枠では全部入っていると言いながら、もちろんこれは教育支援プランなので、細かいところへいくとその通常級以外の周辺部分になっ

ているというところで、総論で言われていることと各論のところでもそうすると差が出てきちゃうのかなと思って、少し繰り返し聞いているのですけれども、そのあたりは、どういうふうに考えたらいいかというのが整理がつかなくて、申し訳ありません。

(支援教育課長)

大変難しいご質問なのですが、校内研修モデル校を指定しということで、支援教育を推進することは学力向上にもつながることであることは、もう間違いないことをごさいますて、一つの学校に対して指導、支援をするときにも、例えば算数の授業ですと、その算数の内容の指導の具体的な内容は、当然算数の専門の指導主事がするわけですが、私ども支援教育課としては、その中で例えば具体で出しますと、カラーコーディネートの問題が一つあるかと思えます。黒板の使い方にしても、濃い緑色の黒板に対して赤いチョークを使って書くと大変子供は見にくい、そういう子供は何%かいることが現実でございますので、そういう側面からの支援も含めて対応することが大変重要かと思っています。

そういう意味では、両課が協力しながら授業づくりに参画することは支援教育であり、それはイコール、別の角度から見れば学力向上でもある。それが子供の成長に大きくつながっていけばいいという判断でしておりますので、そのようなご理解をいただければ幸いです。

(森武委員)

わかりました。そういたしますと、教育指導課のほうは、例えばどういう教え方をするかというところを中心に指導しているときに、例えば支援教育課としては、そこにユニバーサルデザインであるとか、カラーの、この色の問題であるとかそういうところを組み合わせれば、もっとう通常級でもよくなるので、そういうところを含めてここには書かれているという、そういう理解でよろしいのでしょうか。

(支援教育課長)

そのようにご理解いただければ幸いです。

(森武委員)

はい、わかりました。

もう1点、別の質問をもう1点させてください。9ページの指針2の安心して楽しく学べる場を増やしますというところの、最初の文章の最後、①の上の

ところになるのですけれども、問題行動を繰り返す子供も支援の対象としてという文章がありまして、その次の行ですけれども、警察も一つの教育機関と捉え、学校とのよりよい連携のあり方を進めますと書いてあるのですけれども、その警察も一つの教育機関と捉えというところ、ちょっと私はこれひっかかったのですけれども、これはどういう理解をすればこういう形になるのでしょうか。

(支援教育課長)

この部分でございますけれども、言葉が適切かどうかわかりませんが、学校の中では対応の難しい状況の子供というのも現実に存在いたします。その子供をどうやって正常な社会の中で生活させるかということにおいては、最も力を持ってその子供に教育ができる機関は警察であるという考え方も、私どもは持っております。

したがって、一昔前ですと、生徒を警察にというのはとんでもないと考えられた時代もあったわけなのですが、子供が成人になったときに立派な社会人にするという視点に立つならば、例えば中学校のある時期、警察の力もかりて矯正教育をしてその子供を更正させるということも、大変大きな仕事であると考えております。そういう点から、私どもは警察とも連携をしながら、子供たちの正常な成長に対して正面から対応してまいりたいというふうに思っているわけでございます。

(森武委員)

今ご説明いただいた内容は私も全く同感で、例えば警察の介入を過度に恐れるために連携をしないというのは、昔やられていたかもしれませんが、それよりも今の警察と連携するという点に関しては、100%賛成なのですけれども、ただ、この言葉に書かれている警察も一つの教育機関という表記は、やはり何か違うのではないかなと。

ただ、警察による力の行使もその子のためには、最終的には教育になるという意味ではいいのですけれども、やっぱり警察は教育機関ではないので、この文章はちょっとどうしてもひっかかったので、結果的には警察の力をかりることは教育につながるというのは、私も賛成なのですけれども、その警察も教育機関の一つだと言ってしまうのは、ちょっと違うのではないかなと思ったので、あえて言わせていただいたのですけれども、それについてはどうでしょうか。

(支援教育課長)

確かに客観的な社会的な事実だとするならば、警察は教育機関ではないわけなのですが、私ども教育サイドの捉え方として、警察も教育機関と我々が捉えて対応していきたいという表現でございます。

(森武委員)

すみません。私は警察でも警察官でも何でもないのですが、警察の立場を代弁しているわけではないのですけれども、もちろん警察も少年の、例えばもし警察がかかわるわけですから犯罪だと思うのですけれども、犯罪行為があったときに、それを取り締まって、結果的にはその後の処置をして犯罪を減らすという意味では、警察も取り組んでいるのは事実だと思うのですけれども、それをこちら側が教育機関と捉えてというふうに言ってしまうと、やはり何か違うのではないかなという気がしまして。

逆に警察側から我々教育機関ですと言っているのであれば、我々もそう思いますというので構わないのですけれども、それは、こちらがそう捉えるのはもう警察側にとっては、そんなことを言われてもと思うのではないかなと思って聞いているのですけれども、そのあたりは警察との連携の中で、自分たちを教育機関と捉えていただいても結構ですよという話は、警察側からはあるのでしょうか。

(支援教育課長)

警察の中にも、少年保護センターが横須賀にもございますが、そことの連携もさせていただく中では、日常の言葉の中で、やはり教育活動の一環として対応させていただいている部分もございましたので、私どもとしてはこの文言につきましてはほぼ抵抗なくさせていただいたところなのですが、警察官自身も学校の中にさまざまな立場の方がお入りいただいて、教育サイドの立場を理解した上で対応していただいておりますので、ご指摘いただきましたところについてはごもっともな点があるのですが、この表現を使わせていただければと思っております。

(森武委員)

実体としてそういういい関係を築くということは大事です。連携していくということは、私ももちろん大事だと思っているのですけれども、ただ、こういう公式な文章の中で、教育機関というふうにある意味断定してしまうというのは、やはり違うのかなという気がしましたので、そこのところは私としては何かやっぱりしっかりこないというか、少し適当ではないというふうに思ったので、繰り返し質問させていただきました。

(支援教育課長)

今いただきましたご意見をもとに、この部分については、表現のあり方を検討させていただきたいと思います。

(齋藤委員長)

私も今のお二人のやりとりを聞いていて、やはりここは必要に応じて警察とも連携しながらとか何とかいうほうが、多分これをお読みになった方はいろいろな解釈をなさってしまうと思うので、ちょっとお変えいただいたほうがいいのではないかと私自身個人的に思いました。よろしくご検討お願いいたします。

(荒川委員)

すみません、ちょっとささいなことなのかもしれないのですが、広いこの表の中の3ページ目に当たるところの右側に、いじめを受けている子供、それから、その下にちょっと離れて、いじめにかかわっている子供とあって、ほかは全部線の外に対応できるような方々の職名れがあるのですけれども、このかかわっている子供のところから、線がないのですね。だから、いじめを受けている子供とこれは一緒なのか、それで、こういう方々にこう見ていただけないというようなことなのでしょう。

本当にかかわっている子供たちにとっても、やはり何らかの手だてが必要であるということを見ると、これをもうちょっとくっつけて一緒にするか、あるいはまた、これはこれとして、線をつけてどこかにつなげるのかというふうにしたほうが良いのではないのでしょうか。何かこの状態だと、かかわっている子供たちが、何らかの支援もないままになってしまうのではないかと思えるような図になっているのかなと思ったのですが、いかがでしょうか。

(支援教育課長)

いじめにかかわっている子供に線がないという認識が、こちらはなかったのですが、この線の角度がよろしくなかったのかなというふうに思っております。

当然いじめの被害者だけでなく、見ていた子供、あるいは加害者も右側の専門職とは当然かかわってくるわけですが、そのちょっと線の角度がよろしくなかったかなというふうに思っておりますので、ここについても対応させていただきたいと思います。

(荒川委員)

ちょっとくっつけて、一緒にということであればいいのかなと思いました。

(齋藤委員長)

18 ページのその四角の下のほうの②なのですけれども、ここで支援ファイルの活用についてという行動計画がございます。

その支援ファイルというのは、つまりその子供さんのファイルをつくって、それをずっと継続してということだと思っておりますが、この支援ファイルという名前は、私の理解に間違いがなければ、極めて個人情報だと思っておりますね。この支援ファイルというのを具体的にどういう形のもので、どういう情報のセキュリティをお考えなのか、ちょっとその辺をお教えいただきたいのですけれども。

(支援教育課長)

支援ファイルですが、学校では今、黄色いファイルとかイエローファイルという名前で使われているものでございまして、A4サイズの黄色い色をしたビニール製のファイルがございます。ここに、それぞれかかわってきた教育機関の関係の方々がつづったものが、こうつづられていくわけですが、個人情報につきましては、これらは全て保護者の確認のもとになさっております。

したがって、保護者が書いたものもつづられますし、幼稚園、保育園の担任だった方が書かれたものも、その内容を保護者が確認し、そして、これで結構ですという形でファイルにつづってまいりますので、保護者が確認をしておるといところで、個人情報の状況についてはクリアし、それらをつなげていく。

そして、学校ではこれについては預かりますと、例えば校長室にある書庫に入れてしまえば、管理は間違いなくできるわけなのですが、活用がなかなかできないということで、ある程度は学校にお任せをしておるのですけれども、必ずその次につなぐという方法で、保管場所を決めて、なおかつ鍵がかかり活用しやすい状況といところで、今各学校にも取り組みをいただいているところでございます。

(齋藤委員長)

わかりました。確かに活用できないと意味がないので、注意をしながら活用していただくということでございますね。

(支援教育課長)

はい。

(齋藤委員長)

はい、わかりました。

討論なく、採決の結果、議案第5号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

日程第5 議案第8号『指定重要文化財の指定について』

委員長 議題とすることを宣言

(生涯学習課長)

議案第8号『指定重要文化財の指定について』ご説明いたします。

横須賀市指定重要文化財は、文化財保護条例第3条第1項に基づき指定しております。

今年度の指定にあたりましては、1月の教育委員会定例会で報告させていただきました通り、平成25年12月13日に開催されました、第3回文化財専門審議会において教育委員会から文化財専門審議会に諮問しました。その後平成26年1月27日に開催されました文化財専門審議会で、2枚目に綴っておりますように文化財専門審議会委員長から、新指定重要文化財3件について答申をいただきました。

まず、一件目は、有形文化財（石造建造物）「石造 宝篋印塔陽刻板碑」1基です。

二件目は、有形文化財（彫刻）「木造 聖観音菩薩坐像」1躯です。

三件目は、有形文化財（工芸品）「梵鐘」1口であります。

以上3件を横須賀市指定重要文化財として指定するもので、これにより、横須賀市指定重要文化財は82件となり、国、県、市の指定をあわせると107件となります。なお県指定重要文化財は、刀剣2点の所有者が、横須賀市在住の方から、東京都にある事業者に移転されましたので、現在は13件になっております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議下さいますようお願いいたします。

(質問なし)

質問・討論なく、採決の結果、議案第8号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

委員長 報告事項を聴取することを宣言

報告事項（１）『(仮称)横須賀市いじめ等の対策に関する条例制定に係るパブリック・コメント手続きについて』

(支援教育課長)

それでは、『(仮称)横須賀市いじめ等の対策に関する条例制定に係るパブリック・コメント手続きについて』ご説明をさせていただきます。

この条例は、市民に義務を課す内容を含むため、パブリック・コメントが必要になります。その手続きについてご報告をさせていただきます。

まず初めに、本条例の内容について、簡単にご説明をさせていただきます。いじめの未然防止、早期発見、早期対応、このような内容につきまして、対応が必要になるのですが、本市といたしましては、このいじめだけではなく、子供を守るという視点に立ちまして、いじめの防止だけではなく体罰の根絶、そして学校と保護者あるいは学校と地域社会がトラブルを起こしたり、なかなか解決できない問題、これらを私どもは学校問題と定義しておりますが、この学校問題の解決も含め、この３つを子供を守るという視点で柱立てといたしまして、条例を制定させていただきたいというふうに思っております。これらの内容につきましては、支援教育推進委員会で審議を重ねまして、本日に至っております。

２ページをご覧ください。ただいま申し上げました内容が、基本理念のところにかかせていただいた内容でございます。

３ページの責務の欄でございますが、①から⑤までさまざまな立場の方々の責務をかかせていただきました。市の責務、施策を講じなければいけない。学校にも同じく責務を課してございます。教職員、保護者そして⑤に市民の責務というところで、環境をつくる、あるいは情報を提供するという責務をかかせていただいているところでございます。

５ページをお開きください。

横須賀市の条例の特徴は、(２)のところでございますが、(仮称)いじめ等課題解決専門委員会の設置でございます。いじめだけではなく、体罰の根絶、そして学校問題の解決も含め、今申し上げた内容の委員会を常設設置する形で問題解決に当たってまいりたいというふうに思っております。(２)の①、②と書かせていただいたのですが、学校では解決が困難な案件についての助言をすること。また、自殺や死亡事故など重大事態が発生した場合の調査検証も、この委員会を中心に行うことによりまして、対応してまいりたいというふうに思います。事態が生じてから委員会をつくるという形では、対応が大変おくれる

形になりますので、常設をする形で、何かあれば対応ができる形をとらせていただくことを考えております。

簡単に内容については申し上げたとおりでございますが、具体的なパブリック・コメントの手続きでございますが、周知につきましては広報よこすか、あるいはホームページ、そして報道機関への投げ込みを中心に行わせていただきたいと思っております。パブリック・コメントの期間でございますが、3月10日から3月31日までの22日間を予定してございます。市民からの意見集約をいたしまして、その後市の考え方を公表し、その内容を平成26年の第2回審議会定例会で決定をする、という形に結びつけることができればというふうに考えております。

以上をもちまして報告事項（1）『(仮称)横須賀市いじめ等の対策に関する条例制定に係るパブリック・コメント手続きについて』の報告を終わらせていただきます。

（三浦委員）

質問というか意見というか、ちょっとわからないのですけれども、最初のページの、「しかしながら、市内においては、解消率が高いものの」、その後ですね、「いじめの認知件数が年間300件を超えているなど、憂慮すべき状況が続いています」というところなのですけれども、これを憂慮すべき状況なのか、昔と比べたら表に出てきて、重大なものを未然に防げるようになったと考えるかは、私は後のほうに考えたいと思っております。もし、これが軽いものからどんどん報告がなければ、逆に隠蔽されてしまうと思っておりますので、ここはちょっと何か、この憂慮すべき状況を何か変えたほうがいいのではないかと思うのですけれども。

（支援教育課長）

おっしゃるとおり、認知件数が増えるということは、私どもにとっても大変努力をしてまいったところでございます。その結果認知件数が増えたということは、学校の見取りの目が大変細かくなったということは、今委員がおっしゃられたとおりでございます。

ただ、私どもといたしましては、このいじめに関して未然防止というものも含めて対応を考えております。早期発見、早期対応だけではなく未然防止を考える上では、やはり300という数字については憂慮すべき数字であろうというところから、このような表現にさせていただきました。

（三浦委員）

未然防止が可能かどうかという、要するにいじめそのものは、私はいじめそのものは人間の持っているものでなくなりたいと思うのですよね。ですから、未然防止が本当に可能かどうかということを考えますと、やはり件数は抑えなくてもいいのではないかと。

むしろ、といたしますのは、いじめの結果起きてくる悲惨な事故が一番いけないことですよね。あるいは、そのお子さんに心の傷、あるいはいろんな傷が残ってしまうことが一番いけないことですから、それを防ぐというのが一番大事なことです。そうしますと、そういう重大な事件あるいは事故、あるいは将来残るような傷を起こさないためには、軽いうちにどんどん見つけて、それでその都度対策を立てていくというのが一番大事なことだと思います。

ですから、そういう意味では、私はちょっとこの件数を減らすというよりは、いじめの結果起きてくる重大な出来事を、これを未然に防ぐのは非常に大事なことです。そっちに力点を置いて、そのためにいじめの件数をどんどん報告していただいて、軽いうちに対策を立てていくということのほうが大切ではないかと思うのです。

実は医療の社会では、医療事故も大分言われて、大分長くなりましたけれども、今医療の現場では、事故のほうをアクシデントといいまして、その事故にならないけれども、このまま放っておいたら、もしかしたら事故になっちゃったかもしれないというのをインシデントと分けまして、インシデントは起きた人を絶対に責めない。報告をしていただいて、お互いにそれを共有して、それを今度どうやったら防げるかということ現場で共有しながら、将来重大な事故が起きないように防いでいくというやり方をとっています。

やはり、いじめの世界も同じことが言えるのではないかというのが、私の考えなのですが、その辺を考慮していただくといいかなと思います。どうでしょうか。

(支援教育課長)

確かに委員のおっしゃるとおり、重大事故は起きてはならないものでございますし、具体的な対応、早期対応、早期発見が欠かせないものであるというふうに思っております。まずそこが第一であることについては、おっしゃるとおりだというふうに思っております。

未然防止につきましては、確かにあれだけたくさんの子供たちが集まって生活をする場で、それがゼロになるかという問いかけをされますと、大変厳しいものであるということはおっしゃるとおりなのですが、具体的には、未然防止として道徳教育の中で心の痛み、他人の心の痛みを理解する取り組みであったり、そういうプログラムがあって、具体的に実施をしているというところがご

ざいます。また、学級の中での人間関係をどう客観的に把握するかというような取り組みも、学校の中では行われておりますので、第一は、おっしゃるとおり大きな事故を起こさない。そして、あれば早期発見をするということですが、やはり未然防止、これもゼロになるかは別といたしまして、300という数字をそのまま放置するのではなく、やはり見取りの目は細かくしても発生件数については少なくしていく、という努力をすることは必要であろうというふうに考えておりますので、このような表現を使わせていただいたところでございます。

(三浦委員)

それでは、たくさん表に出てくるようになったのは、比較的近いところですよ。昔からではないですよ。

(支援教育課長)

はい。

(三浦委員)

どのくらいの件数で推移していたのですか。300が多過ぎるのかどうかという意味なのですが。

(支援教育課長)

おっしゃるとおり認知件数という概念に変わりましたのは、3年ほど前からでございます。今手元に細かい数字がなくて恐縮なのですが、それまでの数字はもう半数以下でございましたので、見取りの目を細かくすることによってたくさん認知されたということは、大変重要なことであるというふうに思っております。

その目の、見取りの目を粗くすることなく、細かい見取りをしてこの数をやはり減らしていくということも、大事な教育上大変重要である、重要な内容であるという認識をしているところでございます。

(齋藤委員長)

今のお二人のやりとりを伺っております、支援教育課長のおっしゃりたいことはわかります。それから、三浦委員のおっしゃりたいこともわかります。

わかるというのは、我々はこの場においてお二人のそういう思いを直接伺っているからわかるので、文言だけを見ると、やっぱり読んだ人の解釈でぱっと印象を決めてしまうと思うのですね。

ですから、例えばこれは一つの折衷案なのですけれども、その憂慮すべきところを消して、いわゆる事実の提示として、いじめの認知件数が年間 300 件を超えているといった状況が続いていますとかにすると、これは単なる事実の問題であって、それについてどう判断するかは、その読んだ方がご自分でいろいろ判断されるという余地が残って、それではいかがかと思ったのですが、いかがでございましょうか。

(支援教育課長)

私どもも憂慮ということにこだわっているわけではございませんので、300 件という件数については、このままではいけないということでございます。

(齋藤委員長)

はい。では、そういう方向で一部修正をしていただきたいということで、他の委員の皆さんもよろしいでしょうか。

(支援教育課長)

そのような方向で修正をさせていただきたいと思います。

(森武委員)

この直接のパブリック・コメントとは関係ないのですけれども、今三浦委員と課長のお話の中で思ったのは、この 300 件というのは認知件数ですから、これはいじめと認知されたということですので、ある意味今の定義でいくとアクシデント、事故になると思うのですけれども、そのときに、例えばインシデントにあるようなものを調査にかける、何か方策とかというのはお持ちなのでしょうか。

(支援教育課長)

私どももアクシデントとインシデントという考え方が今初めて伺いましたので、具体的にそれを数として上げるという方法が今はないのですが、次年度、現在学校で取り組んでおりますのは、26 年 4 月のスタートに向けまして、学校いじめ防止対策委員会というものをつくりまして、かなり精度を上げて対応をしていくものでございますので、その中では、インシデントについても当然話が及ぶというふうには思いますので、今いただいた考え方につきましては、インシデントはそのまま放置すれば、必ずアクシデントになるということですので、その考え方をもとに、学校が運営しますいじめ防止対策委員会の中で、そこまで把握できるような対応をとってまいります。

(森武委員)

一言コメントなのですが、例えば、要はいじめの定義をどんどん細かくして、要は目を細かくしていくと件数は必ず増えると思うので、これはいじめだと言われているのに、いじめではないと言って拒否してしまうのはもちろんだめなんですけれども、またある基準もやっぱりつくっておいて、そのいじめに該当するもの、でもいじめには至らないけれどもまさにインシデントに当たるものという、何かこういう枠組みでこういう統計データをとらないと、これ、三浦委員がおっしゃったとおり、数ばかりの議論になってしまうので、目を細かくして、本来だったら子供のために目を細かくするのだけれども、細かくすれば件数が増える、件数が増えるとまさに憂慮しているという話になってくるといことになると、結局皆さんいい方向に向かっているのに、数値は一向に改善しないということになるので、まさにアクシデントとインシデントの概念を何とかこの世界に取り入れていただいて、結果として、いじめと認知されるアクシデントを減らしていただくというようなことを取り組んでいただければと思います。これはお願いという形でお聞きいただければと思います。

(支援教育課長)

そのような方向で対応できるよう、努めてまいりたいと思います。

報告事項（２）『中学校スクールランチ充実事業の試行結果について』

(学校保健課長)

それでは、報告事項２『中学校スクールランチ充実事業の試行結果について』をご説明いたします。

今回の試行は、スクールランチ弁当の栄養面での充実を図るため、弁当事業者のご協力をいただき、期間限定で実施しました。

説明資料に記載のとおり、１月２７日から３１日の５日間を試行期間として、教育委員会の管理栄養士が、小学校給食のメニューをアレンジした献立を作成し、各学校の弁当事業者が調理し、提供しました。価格は、税込４００円の統一価格としました。試行の対象校は、表に記載の１４校です。

通常のス쿨ランチ弁当は、当日注文の形態をとっておりますが、今回の試行では、事業者の食材調達などを考慮し、事前予約制としました。注文数では、通常のス쿨ランチ弁当が、年間平均で概ね５％程度の注文率となっているところ、表の最下段右に記載のとおり、今回の試行では、全体としまして

は、14.7%の注文率となっており、通常の約3倍で、最大で29.4%と、通常の6倍近い注文率となった日もありました。

今後は、生徒・保護者・教職員を対象に行っているアンケートの分析や、各事業者へのヒアリングを行い、今回の試行を検証していきます。

さらに、来年度には、今回の試行結果を踏まえた試行と検証を重ね、平成27年度に、全中学校での実施を目指します。

以上で、『中学校スクールランチ充実事業の試行結果について』の説明を終わらせていただきます。

(森武委員)

細かい話なのですけれども、1月28日、今説明があったとおり、突出して高い日があるんですけれども、これは何か理由があるのでしょうか。

(学校保健課長)

私も、この27、28と学校現場へ行って、学校の状況を把握しながら生徒と教室に入りまして、生徒さんたちの声を直接聞いたりしてきました。そのときに、やはりこの今表の一番上に書いてあります献立面の、揚げじゃがいものそぼろ煮というこの献立があるのですけれども、これがやっぱり生徒さんたちから見ると、非常に懐かしくて非常においしかったという印象を非常に強く持っているということで、どうしてもこれをもう一回食べたいというような、そういうことで注文したというふうにおっしゃっている生徒さんが多かったです。

(森武委員)

献立なのかなと思ったのですけれども、その反面この表を見ますと、全く増えていない中学校が幾つかあるのが逆に気になって、そういう印象だと押しなべて多くなりそうなのに、幾つかのところだけが全く増えていないというのは、何か、これは逆に何か理由はあるのでしょうか。

(学校保健課長)

すみません。そこら辺につきましては、現在アンケートをとっているところです。来週早々には学校から戻ってきますので、その内容を分析したいというふうにご報告させていただきます。

報告事項(3)『学校事故について(経過報告)』

(学校保健課長)

それでは、報告事項3『学校事故について(経過報告)』をご説明いたします。

本件は、昨年8月16日の教育委員会臨時会、9月・11月・12月の教育委員会定例会で、ご報告いたしました学校事故の経過報告になります。

平成24年9月19日に発生した学校事故に関しまして、負傷生徒の保護者から損害賠償請求がありましたので、示談前ではありますが、平成26年1月に、療養に必要な経費の一部を損害賠償金の内払いとして、46,340円をお支払いしました。これにより、これまで内払いをした損害賠償金の内払いの総額は、720,180円となります。

本件につきましては、本年第1回市議会定例会教育福祉常任委員会で、報告いたします。

事故の概要及び事故後の経過につきましては、資料下段に参考として記載させていただきます。今後も、学校と連携し、誠意をもって、丁寧に対応してまいります。

以上で、『学校事故について(経過報告)』の説明を終わらせていただきます。

(質問なし)

報告事項(4)『全国中学校体育大会の結果について』

(スポーツ課長)

スポーツ課から、全国中学校体育大会の結果報告をさせていただきます。

資料にお示ししましたとおり、1月から2月にかけて、冬季種目の全国中学校体育大会が行われ、本市からは、市立神明中学校3年の鈴木奈渚選手がスキー競技に、市立常葉中学校2年の椎名拳志選手がアイスホッケー競技に、それぞれ出場しました。

鈴木選手は、3年連続の出場で、スラロームでは出場163名中62位、ジャイアントスラロームでは出場167名中69位と健闘しました。

椎名選手は、昨年に引き続き2年連続の出場で、神奈川県選抜チームとして、全国大会では1回戦に勝利し、2回戦進出を果たしました。

スポーツ課からの報告は以上でございます。

(質問なし)

報告事項(5)『企画展示「どきっ!土器!ー横須賀出土の焼きものたちー」の開催について』

(博物館運営課長)

博物館の『企画展示「どきっ！土器！－横須賀出土の焼きものたち－」の開催について』ご説明いたします。

この展覧会は、焼きものが語る横須賀1万年の歴史を紹介するもので、開催期間は3月1日(土)から来年度の6月1日(日)まででございます。開催場所は、横須賀市自然・人文博物館3階 特別展示室で、博物館の開館している9時から17時まで、休館日を除く毎日実施いたします。

内容といたしましては、市内最古となる約1万年前の土器をはじめ、各時代の遺跡から出土した埴輪・瓦・陶磁器・レンガなどを展示します。これらの焼きものからは当時の暮らしや他地域との交流の様子ばかりでなく、海の十字路であった横須賀が日本の歴史において重要な役割を果たしていたことを知ることができます。

おもなみどころといたしまして、横須賀市内最古の土器、千代が崎にある平根山遺跡から出土した縄文時代早期前葉 約1万年前の土器片を展示いたします。

また、三浦一族関係のものでは、三浦一族と深い関わりがあると思われる大矢部 薬王寺やぐら群出土骨蔵器を初公開いたします。

また、横須賀が海の十字路であったことを示す、遠方より運ばれてきた土器群を大量に一挙公開いたします。

また、開期中3月15日(土)には、当館学芸員によります展示解説を予定しております。なお、展示解説につきましては、4月以降来年度も実施する方向で、現在日程を調整しております。

さらに縄文時代弥生時代等の歴史の授業を小学校6年生で行っておりまして、展覧会開催中の新年度早々に6年生の授業の単元に入っておりますので、各学校にも通知し、子どもたちに見ていただくよう努めてまいります。

(質問なし)

報告事項(6)『横須賀美術館企画展「海辺のミュージアムでみる日本画展－横須賀美術館のコレクションから」の開催について』

(美術館運営課長)

それでは、明日、8日(土)から始まります横須賀美術館企画展「海辺のミュージアムでみる日本画展－横須賀美術館のコレクションから」の開催について、説明いたします。

恐れ入りますが、お手元の資料「報告事項6」をご覧ください。

「1 展覧会名」、「2 会期」は、記載のとおりです。

「3 観覧料」ですが、一般500円、高校生・大学生・65歳以上400円、中学生以下無料となります。なお、本展開催期間中の2月16日の日曜日は、無料観覧日となります。

「5 概要」ですが、本展は、これまで紹介する機会の少なかった近現代の日本画コレクションのうち、約70点を選びすぐって公開します。海辺の絶景美術館として知られる横須賀美術館ですが、多様なコレクションも魅力のひとつであり、近現代を代表する日本画家のすぐれた作品も、その中に多く含まれています。

今回の展覧会では、竹内栖鳳による「動物」、横山大観の「陶靖節」、鏑木清方による「美人画」など、それぞれの作家の作風をよく伝える作品はもちろん、1960、70年代の、実験的に日本画の画材を使って描かれた抽象画など、多彩な日本画の魅力をご紹介します。海辺の美術館で、日本画の華やぎに触れながら、春の一日をゆったりとお楽しみいただくことができる展覧会になっております。

参考としまして、展覧会のチラシを添付しております。のちほど、ご覧ください。

以上で説明を終わらせていただきます。

(質問なし)

その他

(理事者報告なし)

(齋藤委員長)

1件よろしいでしょうか、私から。インフルエンザが今とても学校で流行っているというご連絡はいただくのですが、ノロウイルスなのですが、こちらは幸い集団発生はないようですが、こちらについてはどうなのでしょう。全く患者さんは出ていないのでしょうか。

(学校保健課長)

急性胃腸炎ですとか、そういったような病院で診断を受けて休んでいるというお子さんはいらっしゃいます。実際にノロウイルスかどうかというのは、検査をしてみないとわからないということもございますので、学校からの報告の中では、実際に検査をしてノロウイルスだったという報告を受けてはおりません。ただ、状況等から判断して急性胃腸炎ということで、ドクターがいいとい

うまでは、学校には来ないという形での対応をとっていただいているというふうに考えております。インフルエンザと同様に、やはりこれも手洗い、うがいということで、学校からは配慮してもらっているところです。

(齋藤委員長)

万が一、集団発生などになると大変ですので、ぜひ指導をよろしく願いいたします。

委員長 日程第3から日程第4は、今後市長が議会に提出する案件であるため秘密会とすることを宣言。

6 閉会及び散会の時刻

平成26年2月7日(金) 午後0時09分

横須賀市教育委員会

委員長 齋藤 道子